

令和3年6月1日

事業主様

全国健康保険協会長崎支部長

定期健康診断（事業者健診）結果データの提供方法等について

平素より健康保険事業の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会（協会けんぽ）では、加入者の皆様の健康増進のため、35歳以上の被保険者（本人）を対象に、事業者健診に含まれていない胃がん検診や大腸がん検診等がセットになった「生活習慣病予防健診（健診費用の約2/3を協会けんぽが補助）」を実施し、その健診結果に基づき保健指導等の保健事業を推進しています。また、「事業者健診」から「生活習慣病予防健診」へ切り替えが難しい事業所様には、事業者健診結果データの提供をお願いしています。

つきましては、別紙の「お願いする背景と理由」及び「関係法令について」を参照いただき、貴事業所で実施されている労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）結果データの提供に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

定期健康診断（事業者健診）結果データの提供方法等については、当協会が業務委託を行っている「株式会社メディアラート」より、近日中に健診のご担当者様へ、お電話にてご案内をさせていただきますので、ご周知願います。

【委託企業紹介】

- 委託事業者：株式会社メディアラート
〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目4番15号 VORT 麹町2階
- プライバシーマーク：登録番号 第17002180(04)号
- 業務委託期間：令和3年5月6日から令和4年3月31日

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会長崎支部 保健グループ

TEL：095-829-5002

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

事業者健診結果の提供をお願いする背景と理由

● 背景

厚生労働省では、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病の発症・重症化の予防により医療費の増大を抑えるため、特定健診受診率の向上に向けて取り組みを進めており、協会けんぽを含む各医療保険者に特定健診の実施を義務付けています。当協会としては、令和5年度末の特定健診受診率の目標を65%と定め受診拡大に取り組んでいます。

高齢者の医療の確保に関する法律では、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した者については、その結果を保険者が受領することにより、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする事とされ、また保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを保険者に提供しなければならないとされています。

※現在、約1,600の事業所様が同意され、健診結果データのご提供をいただいております。

● 理由①：特定健診受診率へ反映させ健康増進に繋げるため

協会けんぽが行っている生活習慣病予防健診を受診されている場合は、そのまま特定健診受診率に反映されますが、事業者健診を受診されている場合、受診状況の把握ができないため、特定健診受診率に反映されません。

特定健診の受診率向上や、加入者の皆様の健康の保持・増進、データの蓄積と分析のため、事業者健診結果データの提供を依頼しております。

● 理由②：健康保険料率の上昇を抑えるため

労使折半で納付いただいている健康保険料の料率は、地域の医療費に基づき算出され都道府県ごとに異なります。令和3年度の長崎支部の健康保険料率は10.26%で、全国平均10%を大きく超え全国で9番目に高くなっています。

平成30年度より加入者および事業主の皆さまの取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与して健康保険料率に反映させるという制度がはじまりました。

このインセンティブ制度では、5つの評価指数に基づきインセンティブを付与し健康保険料率の引き下げが行われることとなっています。その評価指数のひとつが特定健診受診率です。そのため、事業者健診結果データを提供していただき特定健診受診率が上がると健康保険料率の上昇を抑えることに繋がります。

関係法令について

当協会に対して定期健康診断の結果データを提供することは、『高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)』で定められております。

また、『個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)』によって責任を問われることはございません。

なお、ご提供いただいた健診結果については、全国健康保険協会個人情報管理規定等に基づき、大切に取り扱いいたします。

◎高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第 27 条 保険者は、加入者の資格を取得した者がいるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

◎個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合。

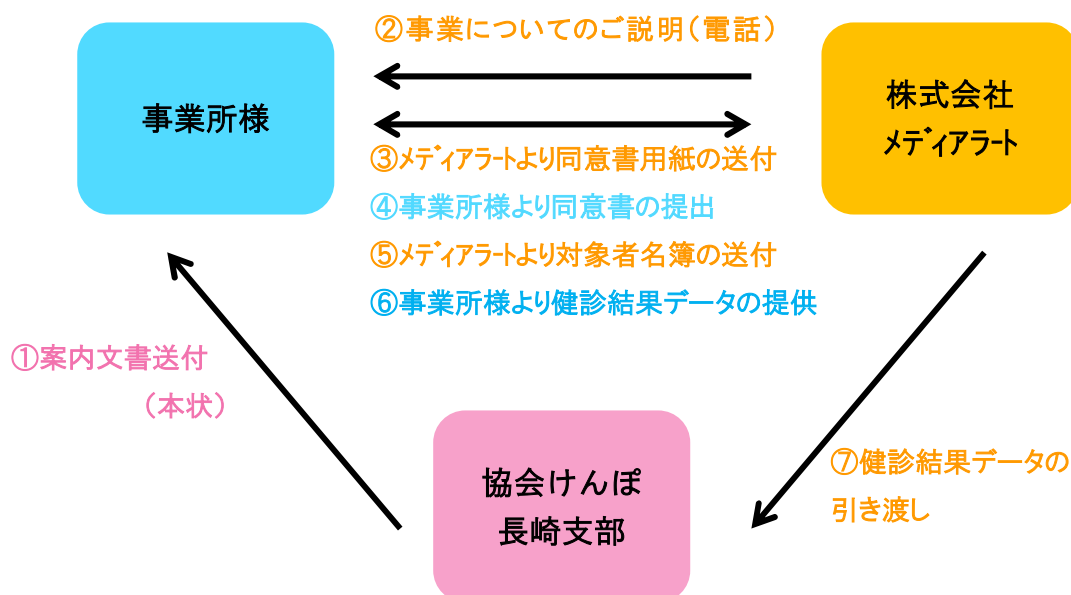
二 人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

健診データ提供のながれについて

- 当協会が業務委託を行っている「株式会社メディアラート」より、健診ご担当者様へお電話にてご説明をいたします。（下図②）
その後、同意書の提出、事業者健診結果データの提供（③～⑥）というながれとなります。



※受診されている健診機関と協会けんぽとでデータ作成の契約を交わしている場合は、健診機関と協会けんぽでやり取りを行いますので、同意書を提出頂くだけで結構です。

提供いただく項目

(1) 基本データ

- 氏名 生年月日 性別 健診機関名
受診日

(2) 健診項目

- 身長 体重 腹囲 BMI 血圧
尿検査（尿糖、尿たんぱく）
脂質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
空腹時血糖（又はヘモグロビン A1c、随時血糖（3.5 時間以上））
肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）

(3) 問診項目

- 既往歴 自覚症状 他覚症状
服薬歴（血圧、血糖、脂質）
喫煙歴

(4) その他

- 医師の診断 医師名

※保険者（全国健康保険協会）に対して定期健康診断（上記検査項目）の健診結果を提供することは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定されていますので、事業主様が責任を問われることはありません。（事業主様の代わりに、健診機関様が提供する場合も同様です。）

※上記の項目以外の検査項目を協会けんぽへ提供する場合は、健診受診者から同意書を取得するか、上記項目以外をマスキング（黒塗り）した健診結果をご提供いただきますよう、ご協力ください。